

阿波吉野川警察署庁舎等整備事業 入札説明書等に関する質問・意見回答書（2回目）											令和8年10月9日（金）公表	
質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		1	入札説明書	9	28	第3	3	(2)	⑦		開札に当たっては事業者の立ち合い不要と先の質疑回答で示されておりますが、選定結果はヒアリング審査と合わせて一括で開示されるとの理解で宜しいでしょうか。	入札金額等の確認結果は、総括企業に対し、11月9日（予定）に通知いたします。審査結果等については、ヒアリング審査（プレゼンテーション）等、全ての審査を終えた後、公表いたします。
○		2	入札説明書	9	39	第3	3	(2)	⑧		ヒアリングにつきまして、日時、詳細は別途連絡いただけるとのことですが、開催場所を事前に確認することは可能でしょうか。	プレゼンテーションの実施日や詳細等の実施要領については11月9日（予定）に通知いたします。 プレゼンテーション会場の事前確認は、11月12日（予定）に実施いたします。
○		3	入札説明書	9	39	第3	3	(2)	⑧		また、開催場所をご連絡いただいたのち、再度プレゼンテーションに関する質疑を受け付けていただくことは可能でしょうか。	11月9日（予定）に通知するプレゼンテーション実施要領において、タイムスケジュールや注意事項等を記載するほか、会場の事前確認も計画しておりますので、原則、プレゼンテーションに関する質疑は受け付けません。
○		4	入札説明書	9		第3	第3	(2)	⑧		提案に関するヒアリング（プレゼンテーション）の実施日がお決まりであればご教示ください。	No.2の回答を確認してください。
○		5	要求水準書	2		第1	4				建設業務の業務内容に含まれる「建物への保険付保等」とは、建設工事保険や工事に起因する第三者賠償責任保険など、工事期間中に付保する保険という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、解体業務についても、必要な保険を付保して下さい。
○		6	様式集及び記載要領【Word形式】				1	(3)	様式2-4添付資料		「個別共同企業体協定書第8条に基づく協定書」は、「※建設業務（設計業務・工事監理業務）において個別共同企業体を組成する場合」となっておりますが、甲型の第8条には分担業務額を別に定める旨の条項はございませんので、乙型のみ提出という認識でよろしいでしょうか。（「拡大共同企業体協定書第8条に基づく協定書」にも、個別共同企業体の分担業務額は記載しますので、甲型の分担業務額はそちらでご確認可能です）	お見込みのとおりです。
	○	7	様式集及び記載要領【Word形式】				2	(2)			提出するファイルの綴じ方について、A4版の様式4～6シリーズでA4ファイル1冊、様式7～8シリーズでA3ファイル一冊と、分けてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 A4版の様式4～6シリーズは、A4ファイル1冊に、A3版の様式7・8シリーズは、A3ファイル1冊に分けて綴じることとします。 なお、様式5-7は折り込みとしてください。
○		8	契約金額の支払い条件	1 2	7 7～8		2	(2) (3)			請負代金額の変更についてですが、請求は「当該請求のあった日以後の残工事期間が2か月以上ある事」とあり、添付の請負契約書（案）の第32条1項の請負契約締結の日から12か月を経過した後にとございます。これらのことから物価スライドは、全体スライドという認識で宜しいでしょうか。	契約約款に記載のとおりです。
○		9	契約金額の支払い条件	2			2	(3)	①		「日建設計標準建築費指数」について、「入札公告日の属する月に確認できる最新の指標値（C1）」は、2026年度の第2四半期のものと理解しますが宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		10	契約金額の支払い条件	2	13		2	(3)	②		改定方法の計算において、「日建設計標準建築費指数」を採用する。とございますが、ホームページ上の「日建設計標準建築費指数」には実数値がございません。どのように数値を読み取るのでしょうか、ご教授ください。	日建設計「コストマネジメントレポート」は、前期からの上昇率（pt）が示されています。2026年度の第2四半期をC1として、以降の上昇率（関西圏）を加算しC2を算定します。また、物価変動は、C2/C1で算出します。C1については、県と選定事業者との協議により確定させます。
○		11	契約金額の支払い条件	2	13		2	(3)	②		改定方法の計算において、日建設計標準建築費指数をどのような計算の元、スライド金額を算出されるのでしょうか。ご教授ください。カッコ内の例から読み解くと（S+ × 残工事金額 ＝スライド後の金額）という解釈で宜しいでしょうか。	「S+」は上昇率を示すものではなく、増額改定する工事金額を表しており、ご質問の解釈にはならないと考えます。 記載の算定式のとおりです。
	○	12	設計・施工請負契約書（案）			約款第3条					「この契約の締結の日から14日以内に請負代金内訳書（中略）安全衛生経費（中略）建設業退職金共済契約を作成し・・・」とありますが、設計業務が始まったばかりの段階であるため、規定された書類等はこの時期には準備できません。第18条に関連した規定に修正していただけないでしょうか。	入札時の工事費内訳書等（様式8-5等）を再度ご提出いただく想定です。
○		13	設計・施工請負契約書（案）			約款第3条他					第3条、第4条、第16条に契約締結後の規定がありますが、契約締結とは、県議会で可決された時点でしょうか。	お見込みのとおりです。
○		14	建設地内の電柱について								地内の電柱について、建物計画に支障が生じる場合は移設可能と考えてよろしいでしょうか。移設可能な場合、費用負担の考え方についてもご教示ください。	前段については、建物計画に支障が生じる場合は、事業者主導により、関係機関と協議の上、移設箇所等を検討することとなります。後段については、電柱設置者若しくは事業者の負担となります。 なお、調査中ですが、添付資料3インフラ状況図に示す、事業対象地内の「㊤NTT キョクミナミ(一)6R1」は、県所有である可能性が高いことから、事業者負担として検討してください。 発掘調査対象範囲内に設置の電柱を移設する場合は、徳島県文化資源活用室の職員が工事立会を行う予定としています。
○		15	解体地内の電柱について								川島町の解体予定地内の電柱について解体後に支障が生じる場合は撤去可能と考えてよろしいでしょうか。撤去する場合、費用負担の考え方についてもご教示ください。	No.14の回答を確認してください。